

誓 約 書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ あて

住 所
名 称

(ふりがな)

代表者氏名

印

私は、採石法第32条の7第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出にあたり、次に掲げる事項について、届出する法人が該当しないこと、及び変更後の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は業務管理者に該当する者がいないことを誓約します。

また、秋田県が必要と認める場合には、別紙「役員等名簿」により提出する個人情報を秋田県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 2 採石法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- 3 第32条の登録を受けた者であって、法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（6において「暴力団員等」という。）。

役 員 等 名 簿

役 職	氏 名		性別	生年月日 (和 暦)
	漢 字	カ ナ		

- (備考) 1 役員の変更にあつては、変更後の業務を行う役員全員（代表者を含む）を記載し、生年月日を証する書面、届出する法人の登記事項証明書を添付すること。
- 2 業務管理者の変更にあつては、変更により従事することとなった業務管理者を記載し、生年月日を証する書面、業務管理者に合格した者であることを証する書面、住民票、届出する法人の従業員であることを証する書面を添付すること。
- 3 事務所の変更（増設・移転等）にあつては、当該事務所に配置する業務管理者について、2に準じて記載し関係する書面を添付するほか、事務所の所在を証する書面（登記事項証明書等）を添付すること。